

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市食品衛生対策要項

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関及び関係団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調整施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。